

議 長	局 長	次 長	次長補佐	係 長	係
					

第 7 号様式 (第 5 条関係)

2020 年 3 月 31 日

流山市議会議長

様

会 派 名 日本共産党
代表者名 乾 紳一郎 

流山市議会政務活動費収支報告書提出書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、経
理責任者から令和元年度流山市政務活動費収支報告書が提出されたので、そ
の内容を審査した結果、適正であると認めたので、同条第 2 項の規定により、
別紙のとおり提出します。



令和2年3月31日

会派名 日本共産党
代表者 乾 紳一郎 様

経理責任者 植田 和子



流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和元年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費 1,600,000円

2 支 出

項 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費	0円	
研 修 費	0円	
広 報 費	1,029,662円	会派ニュース印刷代等
広 聴 費	0円	
資 料 作 成 費	66,555円	コピー機リース代等
資 料 購 入 費	0円	
人 件 費	0円	
事 務 所 費	500,000円	事務所家賃代
その他の経費	0円	
合 計	1,596,217円	

3 自己負担金

無し

※支出が収入を上回った場合は、その差額は会派の自己負担となります。

4 返 納 額

3,783円

広報費

広報費支出合計 1,029,662円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R1.7.4	印刷用インク代	32,400円	①	
R1.7.4	振込手数料	216円	②	
R1.7.10	ホームページ更新料	1,620円	③	
R1.7.10	振込手数料	324円	④	
R1.8.21	会派ニュース印刷代	273,132円	⑤	199号(夏季号)
R1.8.21	振込手数料	540円	⑥	
R1.9.13	会派ニュース折り込み代	32,400円	⑦	
R1.9.13	振込手数料	540円	⑧	
R1.11.11	会派ニュース印刷代	274,560円	⑨	200号(秋号)
R1.11.11	振込手数料	550円	⑩	
R1.12.20	会派ニュース折り込み代	33,000円	⑪	
R1.12.20	振込手数料	550円	⑫	
R2.1.14	会派ニュース印刷代	275,110円	⑬	201号(新春号)
R2.1.14	振込手数料	550円	⑭	
R2.2.12	会派ニュース折り込み代	39,600円	⑮	
R2.2.12	振込手数料	550円	⑯	
R2.2.20	印刷用インク代	63,800円	⑰	
R2.2.20	振込手数料	220円	⑱	

①

請 求 書

No. 72096

日本共産党 流山市議会 様

R.元 年 6 月 20 日

受渡場所 _____

手取株式会社

〒160
TEL 043 (255) 7766
FAX 043 (255) 4709

下記のとおり御請求申し上げます

合計金額 ￥32,400 -

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
	1 インク F917°	10	3,000	30000	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9 小 計			30000	
	10 消 費 税			2400	
	合 計			¥32400	

市議会事務局に設置

に用いるフロッピーディスク

1072枚です。

①

領 収 証

日本共産党

流山市議会

様

No. 01401

金 額				百				千				円
					7	3	2		4	0	0	

但し

インフタイプ

19年 7月 4日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳

現金	
小切手	
手数料	32400

消費税額等

心の通ったサービス

チバビジネス株式会社

〒264-0031 千葉県市川市若葉

TEL. 043-287-7766 FAX. 043-287-7767

扱 者 印

②



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	01-07-04	取扱店	049	号機	87	NB	銀行番号	0134	口座店	049	口座番号	普通 ****303	通番	78	お取引内容	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	消費税	円	お取引後元帳残高	円	
										¥32,400		¥216		*****		
ご 案 内 * お振込明細 * 000078																
お振込先																
ご依頼人																
チバビジネス(カ)アイオイシテン 様																
ニホンキョウサントウナカレマシキダノウエダ 様																
TEL																
12:52																
印紙税申告納付につき千葉県東葛市税務署へ提出																

■印紙税納付の必要がない場合は

*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

お客様コード : 140311

請 求 書

請求日 2019年6月30日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

品 名	ホームページ更新料(2019年6月)			号 数	号	受注No.	240212
規 格	×	×	数 量	1		注文No.	

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代			
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代		1,500	
製版・出力代			
色校正代			
送信・受信代			
刷版代			
印刷代			
製本・加工代			
発送結束代			
用紙			
発送・運賃			

小 計	1,500
消 費 税 (8%)	120
切手・ハキ等立替金	

合計請求金額	¥1,620
--------	--------

摘 要	振込先口座

上記の通り御請求申し上げます。

ご請求内容ご明細 (2019年 6月)

流山市議団様 ホームページ [140311]

作業日時	内容	単価	数	計
2019/06/10	メール転送設定作業	500円	1	500円
2019/06/12	AS00059758 : 1) 議員紹介について議員 (修正) 【テキスト追加・修正 A】	1000円	1	1000円

合計 = 1500 円
 ご請求額(税込み) = 1620 円

3

2019年 7月 10日 領 収 書 No. _____

日本共産党 流山市議会 様

摘 要	金 額
ホームページ更新料(2019年6月)	千 百 拾 万 千 百 拾 円
	¥ 1620 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電 話 03 (3497) 0 5 3 1 (代表)

取扱者

4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-07-10	049	87	N 0134	049	普通 ****303	73	引 出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円
5円	1円	お取引金額 円		消費税込手数料 円		お取引後元帳残高 円	
		¥1,620		¥324		*****	
ご 案 内		* お振込明細 *		0D0073			
お振込先		11:53					
ご依頼人		アカツキインサツカ 様					
		ニホンキョウサントウナカレマシキダン ウエダ 様					
TEL		*****					
		印紙税申告納付につき千葉東税務署へ納付済					

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消してあります。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請 求 書

請求日 2019年8月16日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード : 140311

品 名	19流山民報 夏号	号 数	8・9号	受注No.	240683
規 格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数 量	50,000	注文No.	240683

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代		74,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		4,900	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		35,000	
製本・加工代		7,500	
発送結束代			
用紙		73,500	
発送・運賃		28,000	

小 計	252,900	
消 費 税 (8%)	20,232	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥273,132	
--------	----------	--

摘 要	振込先口座	
-----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

5

2019年 8月 21日

領 収 書

No. _____

日本共産党 流山市議団 様

摘 要	金 額							
	千	百	拾	万	千	百	拾	円
19流山民報 夏号	¥	2	7	3	1	3	2	-

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電話 03(3492)0551 (代表)



6



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-08-21	049	87	N	0134	049	普通 ****303	248	引 出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額		円	消費税込		お取引後元帳残高		
¥273,132		円	手数料	円	¥540 *****			
ご 案 内		*		お振込明細		*		000248
お振込先		アカツキインサツ(カ) 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナガレマシキ"ダン" ウエダ" 様 TEL:						
								14:29
								印紙税申告納付につき千葉東 葛飾署へ提出

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

7

領 収 証

日本共産党流山市議団様

No. 300363

金額

¥32,400-

但 8/30 号 1ヶ月代として

内 訳

振込
現金

¥32,400-

2019 年 9 月 13 日 上記正に領収いたしました

小切手

株式会社 地域新聞社

〒273-0011

千葉県船橋市湊町1-1-1 朝日生命船橋湊ビル5F

□本社 TEL.047(420)0300

消費税額等(8%) ¥2,400-

収入印紙

営業担当印

8



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-09-13	049	87	N	0134	049	普通 ****655	150	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額 円						消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥32,400	¥540	*****
ご案内		* お振込明細		* 000150				
お振込先		[Redacted]						
ご依頼人		カ) チイキ シンフンシヤ 様 キョウサントウ 様 TEL [Redacted]						
		14:23						
		印紙税申告納付につき千葉県 税務署承認済						

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請 求 書

請求日 2019年10月29日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード : 140311

品 名	19流山民報 秋号	号 数	10・11号	受注No.	242634
規 格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数 量	50,000	注文No.	242634

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		5,600	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		35,000	
製本・加工代		7,500	
発送結束代			
用紙		73,500	
発送・運賃		28,000	

小 計	249,600	
消 費 税 (10%)	24,960	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥274,560	
--------	----------	--

摘 要	振込先口座	
-----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

9

2019 年 11 月 11 日 領 収 書

No. _____

日本共産党
三流山市議団 様

摘 要	金 額							
	千	百	拾	万	千	百	拾	円
19三流山民報 秋号	¥	2	7	4	5	6	0	-

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2
電 話 03 (3497) 0531 (代表)



10



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お 取 扱 日	取 扱 店	号 機	NB	銀行番号	口座店	口座 番 号	通 番	お取引内容				
01-11-11	049	87	N	0134	049	普通 ****303	104	引 出				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥274,560	¥550	*****
ご 案 内 * お振込明細 * 000104												
お振込先 アカツキインサツカ 様 ニホンキヨウサントウナカレヤマシキ`ダン`ウエダ` 様 TEL												
11:22 印紙税申告納付につき千葉県税務署へ納付済み												

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

千葉県流山市東初石2-81-9-2-402

締切分

発行

P A G E - (1 / 1)

朝日生命船橋湊町ビル

株式会社 地域新聞社

FAX : 047 - 420 - 0301

お客様コード：0000057765

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

今回御請求額

33,000

〈お振込先〉お振込の際は下記の口座へお支払期日までにお願ひ致します。

口座名義人名: カ)チイキンブンシャ

お支払期日: 2019年12月31日

180060055028

11

領 収 証

日本共産党流山市議団 様

No. 300364

金 額

¥ 33,000 -

但 11/8 号 折込代として

内 訳

振込
現金

¥ 33,000 -

2019 年 12 月 20 日 上記正に領収いたしました

小切手

消費税額等(10%) ¥ 3,000 -

株式会社 地域新聞社

〒273-0011

千葉県船橋市湊町1-1-1 朝日生命船橋湊町ビル5F

□本社 TEL.047(420)0300

収入印紙

営業担当印

12



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容				
01-12-20	049	87	N	0134	049	普通 ****655	233	引 出				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥33,000	¥550	*****
ご 案 内 * お振込明細 * 000233												
お振込先												
カ) チイキ シンブンシヤ 様												
ご依頼人 ナカレヤマシキ"カイ ニホンキョウサントウ トクマス 様												
TEL												
13:22												
印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済												

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請求書

請求日 2019年12月31日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード : 140311

品 名	20流山民報 新年号	号 数	号	受注No.	243940
規 格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数 量	50,000	注文No.	243940

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代		74,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		2,100	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		35,000	
製本・加工代		7,500	
発送結束代			
用紙		73,500	
発送・運賃		28,000	

小 計	250,100	
消 費 税 (10%)	25,010	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥275,110	
--------	----------	--

摘 要	振込先口座	
-----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

13

2020年 1月 14日 領 収 書 No. _____

日本共産党 流山市議会 様

摘 要	金 額							
	千	百	拾	万	千	百	拾	円
20流山民報 新年号	¥	2	7	5	1	1	0	-

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電 話 03-(3497) 0 5 3-1 (代表)



14



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	02-01-14	取扱店	049	号機	87	NB	N	銀行番号	0134	口座店	049	口座番号	普通 ****303	通番	173	お取引内容	引 出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	お取引後元帳残高	円	手数料	円		
										¥275,110		¥550	*****				
ご案内		* お振込明細 *		000173													
お振込先		[Redacted]															
ご依頼人		アカツキインサツカ 様 ニホンキョウサントウナカレヤマシキタン ウエダ 様 TEL [Redacted]															
		14:08 印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済															

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

千葉県流山市東初石2-81-9-2-402

180060056707

15

領 収 証

日本共産党流山市議団様

No. 300365

金額

¥39,600-

但 1/17号 折込代として

内 訳

折込
現金 ¥39,600-

小切手

消費税額等(10%) ¥3,600-

2020年2月12日 上記正に領収いたしました

株式会社 地域新聞社

〒273-0011

千葉県船橋市湊町1-1-1 朝日生命船橋湊町ビル5F

□本社 TEL.047(420)0300

収入印紙

営業担当印

16



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
02-02-12	049	87	N	0134	049	普通 ****303	200	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額 円						消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥39,600	¥550	*****
ご案内		* お振込明細 *		000200				
お振込先		カ) チイキ シンフアンシヤ 様 ニホンキヨウサントウナカレヤマシキタン 様 TEL						
ご依頼人		16:46 印紙税申告納付につき千葉県税務署へ郵送						

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

17

請 求 書

No. 74193

日根産党流山市議会 様

2 年 2 月 10 日

受渡場所

手塚電機株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田 6-0-1
TEL 03-3255-1111
FAX 043 (255) 4709

下記のとおり御請求申し上げます

合計金額 463,800-

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
1/31	1 インクFIIタイフ	10	3000	30000	
1/1	2 マスターFIIタイフ AS	4	7000	28000	
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9 小 計			58000	
	10 消 費 税			5800	
	合 計			463800	

市議会事務局に

設置しているプリンター用のインクです。

17

領 収 証

日本共産党流山市議団

様

No. 01352

金 額				百	4	6	3	千	8	0	0	円
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

但し イ7. マスター代として

2 年 2 月 20 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳	
現 金	
小切手	

消費税額等

心の通ったサービス

チバビジネス株式会社

〒264-0031 千葉市若葉区

TEL. 043-287-7766 FAX. 043-287-4769

扱 者 印



18



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お 取 扱 日	取 扱 店	号 機	NB 銀行番号	口座店	口 座 番 号	通 番	お 取 引 内 容					
02-02-20	049	87	N 0134	049	普通 ****303	80	引 出					
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥63,800	¥220	*****
ご 案 内 * お 振 込 明 細 * 0D0080												
お 振 込 先												
チバビジネス(カ)アイオイシテン 様												
ご 依 頼 人												
ニホンキョウサントウナカレマシキダンウエダ 様												
TEL												
11:18												
印紙税申告納付につき千葉東税務署へ提出												

印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

「国保・介護の負担軽減を」「一人ひとりを大事にできる教育環境を」「公共交通の充実を」…

公約実現へ 全力つくします



いぬい 紳一郎 小田 柁たかし 植田 和子 高橋あきら



毎年実施されている国民平和大行進。北海道～東京、そして広島まで各都市をつなぎながら、核兵器廃絶運動を広げています。左から、高橋あきら、いぬい紳一郎、小田柁たかし、植田和子各議員

救急医療の継続・充実を求める署名の提出に立ち会いました。一番右から、いぬい紳一郎、小田柁たかし各議員

4月21日に行われた流山市長選挙で、日本共産党が推薦した無所属のとくまさきよこ氏は、14293票を獲得。出馬表明から短期間のたたかいで善戦健闘しました。当選は現職の井崎氏でした。

同じく市議会議員選挙では、日本共産党の4候補がそろって当選しました。直後に参院選も控える下で、市政への要望にとどまらず、国政への不満もこれまで以上に数多く寄せられました。

日本共産党は、市議団4人を確立し、公約実現めざし、議会内外での取り組みを始めました。引き続き全力をつくす決意です。ご支援・ご協力をお願いします。



年金減らすな 消費税あげるな!!! 憲法活かし、くらしに希望がもてる政治を **日本共産党**

年金や消費増税への不安や不満が高まる下で、「国会の場でしっかり議論し、信頼得られる説明を」…年金問題で、めずらしく市長が議会で注文を付けました。



いっぽう、過去最低クラスの低投票率でも「憲法論議を始めるのが国民の審判」と開き直る安倍政権。地方の声は届いていないのでしょうか。

参院選は、市民と野党の共闘が改選2から10議席へ躍進する一方、改憲勢力が3分の2を超えませんでした。また、市議会では憲法議論より、くらしや子育て環境など市民の関心事は他にたくさんあります。このギャップを埋めずして、投票率の向上はあり得ません。

市民とさらに深く結びつき、日々、共同を大きく育て、より良い政治を求める…政党・政治家の真価（進化）が問われています。

流山民報

2019年 8・9号 NO.199号

流山市加4-1688

TEL/FAX (7157) 6140

日本共産党 giindan@nagareyama-jcp.jp

流山市議団 <http://www.nagareyama-jcp.jp/>

流山市議会事務局 TEL (7158) 1111

ご意見・ご要望をお寄せください

TV報道で 問い合わせ次々

社会福祉法人の法令順守 徹底を

市内外で保育園を運営する社会福祉法人の運営をめぐる決算書の未提出、貸付金の未返還などが発生。党市議団は連続的に取り上げる中、テレビで全国報道に。県内でも異例事態です。子どもや保護者、保育士に影響させないよう法令順守の徹底が不可欠です。



会派	日本共産党	流政会	自由民主党	公明党	市民クラブ	新生生命		
議員名 ○賛成 ×反対 -棄権 ※議長は表決に参加しない。	乾高橋 小田 坂道 野田 近藤 大塚 石原 森 紳一 桐 仁二 安規 義保 洋一 修治 久恵 竜二 一郎 光 和子 仙 備一	青野 海老功一 加藤 中村 若原 岡 戸辺 楠山 西尾 森田 井筒 大野 都 直 喜子 彰男 弘 真理 明彦 滋 誠 榮子 殷 洋一 健行 浩希 衛生 治正						
消費税率10%への増税中止を求める意見書(否決)	○ ○ ○ ○ × × × × × × × ×	○ ○ ○ ○ × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	○ ○ × × ○ ○		
国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書(否決)	○ ○ ○ ○ × × × × × × × ×	○ ○ ○ ○ × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	○ ○ × × ○ ○		
賞金格差など性差別の解消を求める意見書(否決)	○ ○ ○ ○ × × × × × × × ×	○ ○ ○ ○ × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × ×	○ ○ × × ○ ○		

力をあわせ、安心して住み続けられる街を

台風15号・19号により全国各地で大きな被害が occurred しました。

被災されたみなさんに、心からお見舞いを申し上げます。被災地への救済・支援に全力をつくします。

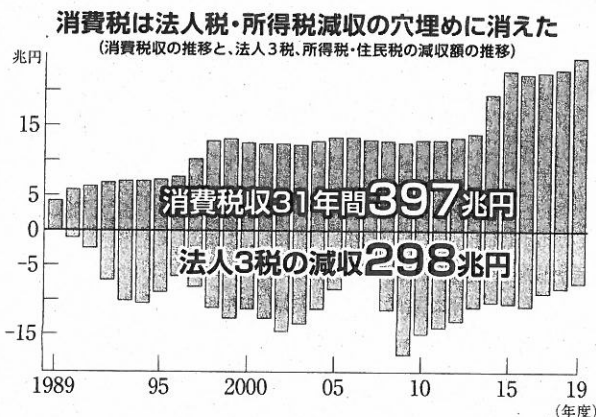


台風19号の竜巻被害にあった住宅（千葉県市原市）。流山市議団は10月17日、流山市へ台風対策の要請書を提出しました。

消費税 5%へ減税を

世論調査でも7割が経済の先行きを不安視する中、安倍政権は10月1日、消費税10%への増税を強行。中小店舗からは早くも「影響は想像以上」「9月末で閉店した」などの声が聞かれ、市は複数税率に対応するレジの準備状況もつかんでいません。

消費税が導入されて31年。消費税は、「社会保障のため」でも、「財政危機打開のため」でもありません。日本共産党は「消費税の廃止をめざし、緊急に5%に減税を」と呼びかけ、減税署名に取り組んでいます。



流山民報

2019年 10・11月号 NO.200

流山市加4-1688

TEL/FAX (7157) 6140

メールアドレス giindan@nagareyama-jcp.jp

ホームページ http://www.nagareyama-jcp.jp/

流山市議会 TEL (7158) 1111

ご意見・ご要望をお寄せください



防災 防災ラジオの配布・補助創設を提案

全国的に猛威を振った台風被害。市内では台風15号で30件を超える罹災証明（屋根などの一部損壊）を発行。19号では600人を超える方が避難所に駆け込みました。

流山市では市民千人当たりの職員数が県内で最も少なく、必要な物資や人員の配置が不十分な事態に。その結果、日本共産党の聞き取りには「防災行政無線が聞こえない。江戸川の水位がこんなに上昇したのに」「水や食料、毛布は持参し、自動車で来るなって、避難所に行けないよ」「避難所にいるのに、情報伝達がない」「養生テープがなくて、福祉避難所でも窓ガラスの飛散防止ができない」「避難所配置の市職員は防災服も着ないで、たった1~2人」「避難所になった学校には市職員が来ず、先生のみで対応」との声が次々と…。自然災害への常日頃からの備えが大きく問われました。

日本共産党は、国の補助金を活用し、防災ラジオの配布や購入への補助制度が流山市でも具体化できることを提起。その他にも、福祉避難所の増設、発電機等の備蓄の充足を9月議会で提案しました。

台風15号・19号
救援募金にご協力ください。



水位が上昇した江戸川

バス 交通 民間バス高齢者割引の創設を

消費税10%や物価高により高齢者のくらしは深刻です。また相次ぐ自動車事故の報道から免許返納も家族で話題に…。

「免許返納後も日常生活に支障が出ないように」「安い料金でバスを利用したい」…こうした声に応じて全国で高齢者割引制度が導入されています。流山市でも『ぐりーんバス』で導入（今年4月～）。日本共産党は「民間バスでも割引制度を」と提起し、行政や他会派に協働を呼びかけています。

また、バスが利用できる地域を拡大するよう、議会内外で取り組んでいます。



予算の使い残し
24億7千万円

市民福祉は 拡充できる



いぬい 紳一郎



小田 桐たかし



植田 和子



高橋あきら

収入全体 (598億円) は過去最高、市税の増加率も東葛1位となったH30年度の流山市。
人口が増えて税収が増えたのに、何が変わったの？ いったい誰のため、何を優先して市政が運営されているのでしょうか…。

高齢者1人当たりの福祉費は、10年間で3割以上も削減しています。また、子ども達への学習・生活支援では県下で最も少ない対象者に絞り込み、児童虐待やいじめ等の専属職員は大幅に不足。夜間小児救急では継続が危ぶまれています。

一方で、過度な緊縮財政の結果、予算の使い残しが24億7千万円にも膨張。日本共産党は政策の大幅見直しを提起し、市民福祉の拡充を求めています。

地域経済の活性化も提案

民間住宅に対する太陽光発電などの設置補助制度 (年間950万円) における経済効果は22.7倍 (約2億1千万円) にも。住宅や店舗のリフォーム、家具の転倒防止、危険なブロック塀の改修などにも補助を広げれば、市民の安心が広がり、事業者にも仕事が生まれ、経済効果を地域で実感できるようになります。

「使い残し」の5%でできる!!

●国民健康保険加入世帯で3人以上子どもがいる多子世帯の負担軽減	500万円
●民間バスにおける高齢者割引の導入	3000万円
●敬老バスの制度拡充	2000万円
●在宅介護におけるオムツ代補助の充実	300万円
●重度障がい者の在宅入浴は週1回を保障	400万円
●子どもの学習・生活支援の対象拡大	3000万円
●自主防災組織への支援拡充	700万円

市議会

ねぼり・はぼり

●「新設校」表明も…課題山積み

9月議会の特徴の一つが、2校の新設小学校の検討表明でした。しかも、南流山地区では調整池にフタをし、建設する計画。この大元には、低層戸建て中心から高層マンションも建設できる街づくりへ変貌させた (2008年) と同時に、学校など受け皿なしに、無秩序な人口誘



学校建設が予定された木地区の調整池

致を進めた市長の政治姿勢があります。

日本共産党は、今年4月の市議会議員選挙で新設校の設置を求めた唯一の政党です。不動産売買を優先した街づくりや、学校環境を後退させる市長に対決し、南流山地区での学校新設の必要性を提起してきました。

台風19号の際には、調整池の5割弱まで水位が高まり、浸水も想定された地域です。学区編成や地域コミュニティの形成拠点、将来的な活用方法など課題は山積みです。学校環境も街づくりもより良いものへ…一緒に力をあわせましょう。

●画期的! 「選択制夫婦別姓」意見書を可決

男女平等のレベルを示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は149カ国中110位、日本にはまだまだ根強い女性差別があります。

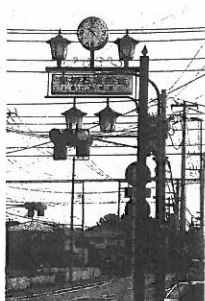
9月議会で日本共産党は、夫婦同姓を義務付けているのは日本だけと「選択制夫婦別姓の法制化を求める」意見書を提案。賛成多数で可決され、流山市議会の良識が示されました。



保育園あり スピード落とせ
高橋あきら (名都信)



園児の安全へ 巻き看板設置
植田和子



美原1号公園に念願のトイレ設置
小田桐たかし

右折信号を設置
(東初石3丁目)



傷んだ道路を再舗装
(流山9丁目)
いぬい紳一郎

身近な要求実現

迎春

「政治の私物化はもうダメ!」「進学も応援してほしい」

今こそ政治を変えよう

昨年は、市長・市議会議員選挙、参議院選挙でお寄せいただいたご支援に感謝申し上げます。10月からの消費税10%増税が景気を冷やし、「桜を見る会」疑惑への批判の高まりで内閣支持率が急落しています。

今年こそ、市民と野党の共闘で政治の流れを変えましょう。国政でも市政でも、みなさんとともに、新しい希望ある政治を実現するために全力をつくします。



船橋市や野田市で実現している看護学生への奨学金制度の創設を求め、市へ要請署名(約7千筆)を提出した看護学生のみなさんと党議員団(左から、小田桐たかし市議、高橋あきら市議、榎田和子市議、いぬい紳一郎市議)

「声を上げて良かった」「これで命を守れます」

2019 市民との運動 実る!

市民と共同した運動を広げ、様々な改善・前進がありました

- 生活保護世帯へのエアコン設置助成
- 小児夜間救急医療機関への支援増額
- 消費増税に伴う給食費値上げ回避
- 就学援助の対象枠拡大
- 子どもの学習支援の対象者拡大
- 新設小学校2校建設を表明
- 学校給食費の公会計制度導入
- 精神障がい者医療費助成に対する
県補助額の創設
- 地域包括支援センターの増設
- 思井の森の保存表明
- 消防・保健など市職員の増員 など



防災 対策改善へ 前進!!

洪水ハザードマップ 改善へ

2年前の法律改定が県内で活かされず、本市のハザードマップの更新もされていません。日本共産党の指摘に「令和2年度見直す」と表明しました。

日本共産党は、台風・豪雨被害から江戸川決壊も想定した避難計画の策定、高齢者等災害弱者のバス集団移動などいち早く避難できる体制強化などを提案しました。

避難所の改善へ、積極提案

日本共産党は、台風19号の際、市内避難所を訪問。現場の声や被災自治体の事例を議会に届けました。市当局も不十分さを認め、窓ガラス飛散防止や避難所運営にあたる市職員の防災服着用など徹底を約束。また政府が策定した設営や運営のマニュアルを活かした取り組みへ改善されます。

流山民報

2020年
新春号
NO.201号



流山市加4-1688 TEL/FAX (7157) 6140
メールアドレス giindan@nagareyama-jcp.jp
ホームページ <http://www.nagareyama-jcp.jp/>
流山市議会 TEL (7158) 1111

ご意見・ご要望をお寄せください

防災ラジオ導入を

聞き取りにくい防災行政無線の対策として、6年前から市議会でも共通課題に。日本共産党は、国補助金を活用し実施を迫りましたが、市は経費抑制の立場から、引き続き「検討」にとどまりました。



世界で最も多忙化している日本の教員の勤務実態。それに加え、本市では失政の結果、超マンモス校を次々誕生させ、子どもと教員の距離は離れるばかり…小中学生、一人ひとりに寄りそえる学校環境の整備は市政の責務です。

日本共産党の指摘通り教室不足が発覚。新設小学校２校追加を決断しましたが、無計画のため既存校と近接し、学区など課題山積です。日本共産党は、地質調査など丁寧な説明と併せ、無計画な人口誘致の是正を求めました。

日本共産党は、再調査等を提起し、真の再発防止に向けた取り組みを求めました。

さすがに市長も「由々しき事態」と答弁。いっぽう議会は、「国会・政府へ疑惑説明等を求める意見書」（日本共産党提案）を否決しました。政治不信を正す政治家一人ひとりの「良識」が問われています。

会派	日本共産党				流政会						自由民主党		公明党		市民クラブ		新生令和										
議員名 ○：賛成 ×：反対 -：棄権 ※議長は表決に参加しない。	乾 紳 一郎	高 橋 光	植 田 和 子	小 田 桐 仙 一	坂 倉 健 一	野 田 仁 二	近 藤 宏 規	大 塚 洋 一	石 原 修 治	笠 原 久 恵	青 野 直	海 老 原 功 一	加 藤 啓 子	中 村 彰 男	斉 藤 弘 真	岡 明 彦	戸 辺 滋	野 村 榮 子	楠 山 栄 一	西 尾 毅	森 田 洋 一	藤 井 健 行	菅 野 浩 希	大 野 富 生	阿 部 治 正		
ゴミの持ち込み手数料値上げ条例(可決)	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
核兵器禁止条約の批准等求める意見書採択を求める陳情書(不採択)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	議 長	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書(不採択)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
「桜を見る会」などの疑惑解明を求める意見書(否決)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×

資料作成費

資料作成費支出合計

66,555円

[illegible]

自動更新（再リース）のご案内

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、下記リース契約につきまして、先般ご案内の「リース期間満了のお知らせ」のとおり、リース契約約款に基づき、【現在のご契約内容】のリース期間満了日以降、右記【再リースの内容】で自動更新（再リース）の手続きをとらせていただく事になりますので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

【現在のご契約内容】

お問合せ番号	4201K033011A
お客様番号	15606579
ご契約番号	
リース期間満了日	平成31年4月23日
最終支払予定日	
お取扱店	(株)アイドル
品名・機種名・台数	デジタルカメラ BIZHUB1830F 1台
物件設置場所	千葉県 流山市
物件明細	

平成31年 4月 2日

お問合せ番号 4201K033011A

【再リースの内容】

再リース期間	平成31年4月24日から 平成32年4月23日まで 1年間
再リース料 (年額)	再リース料 9,960円 消費税 796円 合 計 10,756円
お支払日	平成31年6月3日
お支払方法	口座振替 (一括払い)
●別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。 ●お支払方法が口座振替の場合、あらかじめ口座へのご入金をお願いします。	

*再リースをご希望されない場合

必ず左記リース期間満了日の7営業日前までに下記内容をご記入の上、ファクシミリにてご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。

↓ 【ご記入ください】

- ☐ 物件を返還します。(送ります・引取願います)
注) 返還いただく際の費用は、お客様のご負担となります。
- ☐ 入替等によりお取扱店等に返還済または返還予定です。
お取扱店名() (年 月 頃)
ご担当者() (TEL)

ご署名

印

TEL

FAX

SHARP

領 収 証

領収証番号 9F10G18

発行日 2019年 6月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥10,756
-----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

①

領 収 内 容		内 訳
領 収 日	お支払方法	金 額
	ご契約番号	円
2019年	口座振替	10,756
6月3日		
		コピー機リース料
		9,960円 ÷ 12ヶ月 = 830円
		(1ヶ月分取扱) (1ヶ月分取扱)
		830円 × 10ヶ月分 × 1.08 = 8,964円
		(830円 × 2ヶ月分 × 1.08 = 1,792円は) 自己負担
	合 計	10,756

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

請求書番号 D190099525H

お得意先名
日本共産党
流山市議団事務所
お取扱口座

様

金融機関名	
種 目	
口座名義人	ウエダ カミコ
お引落金額 (A+B)	5,703 円
お引落日	19年08月23日

口座お引落のお知らせ

ページ 1

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。
下記の通り 19 年 08 月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。
「SMBC (コニカミノルタ)」
尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

敬具

コニカミノルタジャパン株式会社

お問合わせ先 業務統括センター TEL 0120-929-805

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
07 31	3041105729	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 機種 1830F 今回 42,730 前回 41,336 使用 1,366 ブラック 控除枚数 1,394 1 枚 ~ 1,000 枚迄 28 1,001 枚 ~ 3,000 枚迄 消費税等 (8%)	1 1,000 366	5,281.00 4.00 3.50	5,281 4,000 1,281 422	◇39077355 1830F01457 05/30~07/31
合 計			①お買上額 5,281 当月ご請求額 (A) 前月繰越額 (B)	②消費税等 422 = ① + ②		5,703 0	

コピー料金

5703円 ÷ 3ヶ月分 = 1901円 (1ヶ月分)

5703円 - 1901円 = 3802円

(1901円(1ヶ月分)は自己負担)

【お知らせ】 ★★★御社の業務効率アップ★★★電子請求書はこちらへ (URL) E-KMBJ.COM

前月繰越額が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)



KONICA MINOLTA

領 収 書

No. 463083

2019年8月23日

日本共産党 流山市議団事務所 殿

合計金額	¥ 5,703
------	---------

うち、消費税等 円

上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	✓
	相殺	
	その他	

担当部門

扱者印

収入印紙

17号文書

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に¥のないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

コピー使用料請求内訳書

令和元年10月15日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 竹内 繁教

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
4	0	5	0
5	0	5	0
6	147	5	735
7	279	5	1,395
8	36	5	180
9	1,547	5	7,735
合 計	2,009	5	10,045

領 収 書			
(住所・氏名) 納入者	〒 日本共産党		
	代表 乾 紳一郎 様		
納入金種別 (摘要)			金 額
複写機使用料 (上半期分) (0 5)			10,045 円
()			
合 計			10,045
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
1	一般	番 号	年 月 日
年度	会計		1. 10. 15.

請求書番号 D190155983H

お得意先名
日本共産党
流山市議団事務所
お取扱口座

様

口座お引落のお知らせ

ページ 1

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申し上げます。
下記の通り 19 年 10 月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいますようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。
「SMB C (コニカミノルタ)」
尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

敬具

コニカミノルタ ジャパン 株式会社

お問い合わせ先 業務統括センター

TEL 0120-929-805

金融機関名	
種 目	
口座名義人	ウエダ カズコ
お引落金額	(A+B) 2,579 円
お引落日	19年10月23日

お得意先様コード	8300056234	営業所	V17
----------	------------	-----	-----

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
09 25	3041917227	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 機種 1830F 今回 43,340 前回 42,730 使用 ブラック 控除枚数 1 枚 ~ 1,000 枚迄 消費税等 (8%)	1 597	2,388.00 4.00	2,388 2,388 191	◇39704469 1830F01457 08/01~09/25
合 計			①お買上額 2,388 当月ご請求額 (A) 前月繰越額 (B)	②消費税等 191 = ① + ②		2,579 0	

【お知らせ】 ★★★御社の業務効率アップ★★★電子請求書はこちらへ (URL) E-KMBJ.COM

前月繰越額が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)

商品名の先頭に ※軽※ は軽減税率対象品目



領 収 書

No. 466118

2019年10月23日

日本共産党 流山市議団 事務所 殿

合計金額	¥ 2 5 7 9
------	-----------

うち、消費税等 円

上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	✓
	相殺	
	その他	

担当部門

扱者印

収入印紙

17号文書

コニカミノルタ ジャパン 株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に¥のないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

請求書番号 D190212327H

口座お引落のお知らせ

ページ 1

お得意先名
日本共産党
流山市議団事務所
お取扱口座

様

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。
下記の通り 19 年 12 月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。
「SMBC (コニカミノルタ)」
尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

敬具

コニカミノルタジャパン株式会社

お問い合わせ先 業務統括センター

TEL 0120-929-805

金融機関名	
種 目	
口座名義人	ワイド・カス・コ
お引落金額	(A+B) 2,785 円
お引落日	19年12月23日

お得意先様コード	8300056234	営業所	V17
----------	------------	-----	-----

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
11 20	3042583693	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 機種 1830F 今回 43,986 前回 43,340 使用 ブラック 控除枚数 1 枚 ~ 1,000 枚迄 消費税等 (10%)	633 646 13	2,532.00 4.00	2,532 2,532 253	◇40077396 1830F01457 09/26~11/20
合 計			①お買上額 2,532 当月ご請求額 (A) 前月繰越額 (B)	②消費税等 253 = ① + ②		2,785 0	

【お知らせ】 ★★★御社の業務効率アップ★★★電子請求書はこちらへ (URL) E-KMBJ.COM

前月繰越額が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)

商品名の先頭に ※軽※ は軽減税率対象品目



領 収 書

No. 466119

2019年 12月 23日

日本共産党 流山市議団事務所殿

合計金額	¥ 2 7 8 5
------	-----------

うち、消費税等 円

上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	✓
	相殺	
	その他	

担当部門

扱者印

収入印紙

17号文書

コニカミノルタジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に¥のないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

※社印・扱者印・金額の前に羊のないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

6

コピー使用料請求内訳書

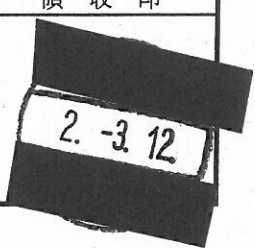
令和2年3月6日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 竹内 繁教

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
10	411	5	2,055
11	358	5	1,790
12	705	5	3,525
1	224	5	1,120
2	412	5	2,060
3	0	5	0
合 計	2,110	5	10,550

7

領 収 書			
(住所・氏名)	〒 日本共産党		
	代表 乾 紳一郎 様		
納入金種別 (摘要)		金 額	
複写機使用料 (下半期分) (05)		10,550 円	
()			
合 計		10,550	
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
1 年度	一般 会計	番 号	年 月 日
			領 収 印
			

領 収 証

2020年3月17日

No.095381

日本共産党流山市議員様

領収金額

42,157.5

内消費税額等

4,961

但し コピー用紙 500 として

現金・デビット・振込・クレジット

上記の金額正に領収いたしました。

本社:埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

株式会社 LIXILビバ

ビバホーム流山店

TEL:04-7157-9911

税抜金額 %対象 円

10%対象 196円

8%対象 円

消費税額等 %対象 円

10%対象 196円

8%対象 円

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済ご注意
取扱者印なきもの、又は
金額を訂正したものは
無効といたします。

取扱者印

コピー用紙

(A4 4x2")

348円 × 50個 = 17,400円

(A3 4x2")

738円 × 3個 = 2,214円

消費税

1,961円

合計

21,575円

事務所費

事務所費支出合計

500,000円

[illegible]

①



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容					
01-06-27	049	87	N	0134	049	普通 ****303	231	引出					
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
										¥100,000	¥0	*****	
ご案内 *										お振込明細 *			0D0231
お振込先										[Redacted]			17:41
ご依頼人										ススキ マンキチ 様			印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済
										ニホンキョウサントウナカレマシキダンウエダ 様			
TEL										[Redacted]			

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

②



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容					
01-07-22	049	87	N	0134	049	普通 ****303	35	引出					
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
										¥50,000	¥0	*****	
ご案内 *										お振込明細 *			0D0035
お振込先										[Redacted]			10:34
ご依頼人										ススキ マンキチ 様			印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済
										ニホンキョウサントウナカレマシキダンウエダ 様			
TEL										[Redacted]			

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

3



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-08-21	049	87	N	0134	049	普通 ****303	246	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額		円	消費税込 手数料		お取引後元帳残高		
		¥50,000		¥0		*****		
ご案内		* お振込明細 *		000246				
お振込先								
ご依頼人		ススキ マンキチ 様 ニホンキョウサントウナカレマシキタンウエタ 様 TEL						
		14:28 印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済						

■印紙税納付の必要がない場合は

*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-09-27	049	87	N	0134	049	普通 ****303	299	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額		円	消費税込 手数料		お取引後元帳残高		
		¥50,000		¥0		*****		
ご案内		* お振込明細 *		000299				
お振込先								
ご依頼人		ススキ マンキチ 様 ニホンキョウサントウナカレマシキタンウエタ 様 TEL						
		17:40 印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済						

■印紙税納付の必要がない場合は

*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

5



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-10-15	049	87	N	0134	049	普通 ***303	319	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0	*****
ご案内 * お振込明細 * 0D0319 お振込先 ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレヤマシキ タンウエタ 様 TEL 15:45 印紙税申告納付につき千葉東税務署へ納付								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

6



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-11-21	049	87	N	0134	049	普通 ***303	93	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0	*****
ご案内 * お振込明細 * 0D0093 お振込先 ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレヤマシキ タンウエタ 様 TEL 11:58 印紙税申告納付につき千葉東税務署へ納付								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

7



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容				
01-12-24	049	87	N	0134	049	普通 ****303	99	引出				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥50,000	¥0	*****
ご案内 * お振込明細 * 0D0099												
お振込先 [REDACTED]												
12:32												
ご依頼人 ススキ マンキチ 様												
ニホンキョウサントウナガレヤマシキタンウエタ 様												
TEL [REDACTED]												
印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済												

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

8



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容				
02-01-14	049	87	N	0134	049	普通 ****303	174	引出				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥50,000	¥0	*****
ご案内 * お振込明細 * 0D0174												
お振込先 [REDACTED]												
14:09												
ご依頼人 ススキ マンキチ 様												
ニホンキョウサントウナガレヤマシキタンウエタ 様												
TEL [REDACTED]												
印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済												

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

9



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	02-02-12	取扱店	049	号機	87	NB	N	銀行番号	0134	口座店	049	口座番号	普通 ****303	通番	201	お取引内容	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円		消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円				
										¥50,000		¥0		*****			
ご案内		*		お振込明細		*		OD0201									
お振込先																	
ご依頼人		ススキ マンギチ 様 ニホンキョウサントウナカレヤマシキダツウイタ 様 TEL															
		16:47															
		印紙税申告納 付につき千葉県 税務署承認済															

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。



賃貸借契約書

更新

頭書 (1)

(事務所用)

物件 の 表 示	名 称	鈴木貸店舗		室 番 号	1 階 A 号室
	所 在 地	千葉県流山市加 4 - 1 6 8 8			
	種 類	店舗事務所 倉庫・工場・その他・()			
	構 造	木造・ <u>軽量鉄骨造</u> ・RC 造・SRC 造／瓦・ガーベス・陸屋根・ <u>スレート葺</u> ・2 階建全 4 戸			
	使用面積	約 5 2 . 5 m ²	新築年月日	平成 4 年 11 月	
	備 考				

頭書 (2)

事業内容	日本共産党市議団事務所
------	-------------

頭書 (3)

約期間	2 0 1 9 年 6 月 1 日から 2 0 2 2 年 5 月 3 1 日までの 3 年間
-----	---

頭書 (4)

名 称		金 額	支払期限	翌月分を毎月 2 8 日までに支払う
月 払 金	賃 料	金 5 0 , 0 0 0 円		
	共 益 費	無	支払方法	1. 口座振替 ②. 振込 3. 持参
	駐 車 場	円		
	合 計	金 5 0 , 0 0 0 円		
一 時 金	敷 金	金 1 0 0 , 0 0 0 円	振 込 先	金融機関: [REDACTED]
	更 新 料	新賃料の 1 ヶ月分		口座番号: [REDACTED]
	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分		口座名義人 鈴木 万吉 (スズキ マンキチ)
				口座名義人電話番号 [REDACTED]
			鍵	No. WEST TY6364 2 本

頭書 (5)

緊急時の 連絡先	住 所	流山市三輪野山 1 - 1 1 9 2 - 2		
	氏 名	乾 紳一郎		
	電話番号	0 4 - 7 1 5 9 - 2 7 7 3	携帯電話	[REDACTED]

頭書 (6)

貸 主	氏 名	鈴木 万吉		
管 理 者	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	鈴木 万吉		
	電 話 番 号	[REDACTED]		
借 主	商号・代表者名	日本共産党流山市議団 代表 乾 紳一郎		
本 社	住 所	流山市加 4 - 1 6 8 8 1 階 A 号室		
所 在 地	電 話 番 号	0 4 - 7 1 5 7 - 6 1 4 0		

特約事項	※本物件は構造上一の事業者に一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が乾紳一郎事務所殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。
	これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に抛らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。
	以下余白

貸主 鈴木 万吉 と 借主 日本共産党流山市議団 代表 乾 紳一郎 は表記建物賃貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

2019 年 6 月 1 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 鈴木 万吉
電話番号 [REDACTED] (印)

借主 住所 流山市三輪野山 1-1192-2
氏名 乾 紳一郎
電話番号 08-7159-2773

連帯保証人 住所 流山市向川金 1-450-21
氏名 高橋 光
生年月日 526.8月27年
電話番号 [REDACTED]
勤務先 流山市議会 電話番号 () -

媒介業者 免許番号 千葉県知事(13)第4483号
所在地 流山市南流山1-9-9
商号 株式会社共栄土地南流山店
代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝伸
電話番号 04-7150-0021
取引主任者 (東京都知事)第229430号 青木 克己

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(4)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヵ月分相当額を差引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ

ならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヲ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 暴力団員に本物件を使用させること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず

わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。

二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」とみなす。

一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき

四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき

五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき

六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して3ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) 14.5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

17条 (B) 本契約は、 が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。
- 3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
- 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
- 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

[illegible]